

## 別紙

### 区民からの意見(要旨)と区の考え方

番号	項目	概要	区の考え方	対応 区分
1	総論	住民・教員（教育の専門家）・子どもたちを中心とした取組にすること。住民等の意見を1年かけて聞き計画を立てること。	本計画は、学識経験者、保護者代表、教員代表、子ども関係機関の代表や地域住民からご意見をいただき、平成24年5月に策定した計画を改定するものです。 また、本計画の改定にあたり、目標等の前提とした「みどりの風吹くまちビジョン」や「練馬区教育・子育て大綱」、また整合を図った次期アクションプランは、それぞれ住民意見反映制度により区民等の意見をお聞きしています。	
2	総論	「計画の基本的な考え方」については、計画の基本的な考え方の基本として、憲法26条に基づくものであること、子どもの権利条約に依拠するものであることを明記すべき。	練馬区教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく区における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。教育基本法はその前文において「日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し」としているため、改めて記載する必要はないと考えます。	
3	総論	教育は、政府の方針を一番に影響を受けやすい分野であるが、ただ影響を受けるだけでなく練馬区として考えてほしい。区長が参加する「総合教育会議」に是非抗議して、教育委員会に任せ、区長は参加しないしてほしい。	「総合教育会議」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育のあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的として設置することが定められているものです。 今後も、教育行政における責任体制の明確化を図るとともに、区長と教育委員会との情報の共有や連携を強化していきます。 また、教育委員会では国の動向を踏まえつつ、区の実情にあった教育施策を推進していきます。	
4	総論	全ての施策は、教育においては憲法26条が土台にある。それが描かれていない図は欠陥である。	計画の位置付け図は、区の策定したみどりの風吹くまちビジョン、次期アクションプラン、練馬区教育・子育て大綱との関係性をわかりやすく示すためのものとなっています。	
5	総論	「取組の視点」として、憲法26条に基づくものであることを明記すべきである。	本計画では、練馬区教育・子育て大綱に掲げられた「取組の視点」に基づき、重点施策と主な取組を体系化しています。	
6	第1章	教育環境の整備として、学校施設の改修の中に災害時における避難拠点としての役割を担うことが記載されている。地域住民の中には、体の不自由な高齢者や障害者もいるため、段差解消などのバリアフリー化にも配慮して改修をしてほしい。	「練馬区福祉のまちづくり推進条例」に基づき、学校施設の改修・改築時には、児童・生徒、保護者、地域住民等誰もが利用しやすいように、段差解消、だれでもトイレの整備等を行っています。今後もバリアフリー化を進めます。	

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
7	第1章	小学生の孫がいるが、学校では冷暖房は備わっていても教室は夏暑く、冬は寒いようである。もう少しどうにかならないか。	快適な室温を保つため、機器の点検やフィルター清掃を定期的に行っています。機能が低下した際は、修繕を行うなど必要な措置をとっています。	-
8	第1章	「教員の資質・能力の向上」記載の、新たな指導員制度や学校徴収金管理システムの導入による教職員の負担軽減を掛け声倒れでなく実現することが、教員の働き方改革にも関わり、必要だと考える。	計画に基づき、教員の業務負担の軽減を図り、教員が子ども一人ひとりと向き合える環境づくりを進めていきます。	
9	第1章	教員定数を増やさずに英語指導を行うことは、教員の負担増となり、「働き方改革」に逆行することになる。効果のある授業にするため、子どものためにも英語専科の導入は必須である。	東京都教育委員会が小学校英語専科教員の配置に向け準備を進めています。	-
10	第1章	光が丘第四中学校の閉校の決定は、適正配置を考えて計画的に行ったとは言えず、突然だった。光が丘病院の移転の敷地確保のために生徒数が減る機会を待っていたとしか思えない。「適正配置」というなら、「過大規模校」も含め、区全体を見て計画的に行うべきである。	光が丘第四中学校は平成21年度から概ね6学級で推移し、生徒数の状況を注視してきましたが、平成28年度は1、2年生で単学級となり、全体で4学級となりました。このことを受け、将来にわたっての教育環境に強い危機感を持ち、閉校の検討を始めました。過大規模校を含め、区立小中学校の適正配置の考え方については、平成29年3月に策定した「練馬区学校施設管理基本計画」の中でお示ししています。なお、学校跡施設活用および練馬光が丘病院の移転・改築の検討を開始したのは、平成29年練馬区議会第二回定例会において、光が丘第四中学校の閉校に関連する条例が改正された後のことです。	
11	第1章	「教員の業務負担の軽減」は是非推進してほしい。研修・研究指定校の研修は教員を多忙にし、休憩時間や勤務時間終了後の会議は常態化して、超過勤務をもたらしている。研修・研究（p.13「小中一貫教育の取組の推進・発展」を含む）を充実させるには人員配置が不可欠であり、人員配置なしの研究・研修の推進はやめてほしい。	副校長を含め、教員を支援する人材の配置を進めていきます。	
12	第1章	トイレの改修は「計画的に」ではなく、至急行ってほしい。	29年度中に全小中学校で1系統目のトイレ改修を終了しました。今後は2系統目以降のトイレ改修を年5～6校のペースで進めます。	

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
13	第1章	全国的に子どもの数は減少傾向だが、少人数学級、学校の実現をするいいチャンスとなる。大規模校への対策は見えないが放置しているのか。学校をつぶさないでほしい。地域のコミュニティを壊さないでほしい。2校目の旭丘小中一貫校建設には反対である。	平成29年3月に策定した「練馬区学校施設管理基本計画」では、過大規模校の対応についても規定しています。また、児童生徒数の減少、学校施設の老朽化などの課題を抱える旭丘・小竹地域において、より良い教育環境を提供することを目的として、2校目の小中一貫教育校の設置を提案しています。	
14	第1章	道徳教育は不要である。	道徳教育は、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤であり、社会の変化に対応して生きる上で必要な教育であると考えます。	
15	第1章	小学校での英語教育、ICTの指導は不要。実施するなら1学級を20人にしてからである。	子どもたちが将来自分で課題を解決していくために、英語教育、ICT教育の充実を図っていきます。ICT機器は、動画や画像等を用いることで、児童や生徒の興味を引くわかりやすい授業を行うために導入するものです。少人数学級でなくても有効であると考えています。学級編制は、法ならびに法に基づいて都道府県が定める基準により実施しています。	
16	第1章	大規模改修は、練馬図書館を中央図書館として位置付けて、改修計画を検討してはどうか。	中央館的機能を担う館として光が丘図書館が、今後も区立図書館全体の運営を管理します。練馬図書館の大規模改修にあたっては、利用者ニーズ等を踏まえ改修計画を検討していきます。	
17	第1章	社会に出た際に多くの人々とコミュニケーションを行う上で、小中学校で多様な交友関係を図り、人格形成を整えることはとても大切である。そのためにも、過小学級問題は速やかに解消すべきである。過小学級は既に課題として挙がっており、平成33年度末の基本方針策定では遅すぎる。解消に向けて前倒しで策定期間を掲げてほしい。速やかな統廃合を進めるとともに、区立学校に対する区の財政も集中化させるべきである。	平成29年3月に策定した「練馬区学校施設管理基本計画」において、過小規模の学校を中心とした適正配置を進める考え方を示しました。平成30年度には、具体的な適正配置実施方針の策定を予定しています。	○

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
18	第1章	<p>小中一貫教育について 小学校と中学校の連携強化、統合にどのような教育効果があるのか、海外でのモデルケースなどを例に出して実証的なデータを出すのだとばかり思っていたがそうした話はないようである。教育効果があるのか疑問である計画には賛成できない。</p> <p>また、学校の統廃合をこれを機に加速させていくようにも受け取れる。公的施設を減らし、維持管理費を浮かせたいようにも思える。</p> <p>学校は災害時に避難拠点ともなるが、これが減るということは来たる大規模災害への備えを弱体化させることにつながるのではない。</p> <p>光が丘第四中学校の閉校の件からも、まず地域住民や保護者からのアセスメントがしっかりと得られているのかが重要であると思う。突発的に短期間で、区の方針のみでごり押しをするという風に取り立てられるようでは、説明責任が果たされたとは言えない。</p>	<p>小中一貫教育は、児童にとって、小学校から中学校への円滑な接続等の効果があります。教員も、別の校種の児童生徒理解が進むほか、小中合同研修などを通じた授業改善にも取り組むことができます。</p> <p>練馬区では、平成23年4月に小中一貫教育校大泉桜学園を開校するとともに、10組の小・中学校を研究グループに指定して、小中一貫教育の研究と実践を本格的に始め、現在は施設が離れていても全校で小中一貫教育の取組を進めています。施設一体型の小中一貫教育校の設置は、小中一貫教育の教育効果をより一層高めることができると考えています。</p> <p>児童生徒数の減少が予測される中、子どもたちが良好な教育環境の中で学び成長することができるよう、過小規模校を中心に適正配置を進めていく必要があると考えています。</p> <p>避難拠点のあり方については、適正配置の状況や避難拠点運営連絡会の方々の意見を踏まえて検討します。</p>	
19	第1章	<p>教員の研修をより実践的なものに区独自の教職員研修を拡充するとは、ただでさえ、残業代はつかない法定労働時間を無視した過酷な職場環境にいる教職員にこれ以上の苦役を強いてどうするということだろうか。研修をすれば立派な教師ができて将来の有望な子ども達を育てることができるというのは、完全な妄想である。</p> <p>これだけ世間で報道されれば、普通に働きたい人間は教師という過酷な職場を選ばない。労働力不足が深刻化している中、このような教職員を酷使することしか考えない政策では次代を担う教職員など育ちようがないし、なり手もいなくなる。よしんば夢や理想に燃える人間が教職に就いたとしても、確実に過労で潰される。教育行政は自ら次代の若い芽をつぶしているようなものではないのか。</p>	<p>教育公務員は研修が義務付けられています。教員研修の改善・充実については、引き続き取り組んでいきます。</p>	
20	第1章	<p>次代の教職員を養成したいならば、労働環境の改善を図るべきである。教員数の増員、事務処理の効率化のための専門事務員確保、研修の削減、タイムカードの導入など、やるべきことが数多くある。</p>	<p>働き方改革とは別に、教職員の育成は喫緊の課題です。校内で行うOJTも活用しつつ、労働環境の整備もあわせて進めていきます。</p>	

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
21	第1章	英語教育の早期化も、教職員への負担を増やすだけである。何より、英語の早期教育が何故有効なのか、判断させる理由に乏しい。それよりも、日本人としての教養や自覚を涵養させるならば、国語教育をもっと充実させる方がいいのではないか。若いうちの二カ国語教育がその子どものアイデンティティを形成する上でどう影響するのかわからない以上、早計に舵を切るのはやめたほうがよい。	学習指導要領に従って、外国語教育の推進に取り組んでいきます。	
22	第1章	子どものためには少人数学級の実現やカリキュラムの見直しなどを実行すべきである。ゆとり教育の反発から詰め込み教育に逆戻りしているようで、非常に現状への危機感がある。	多くの学校で、少人数指導を実施しています。詰め込み教育は行っていません。	
23	第1章	ぜひ少人数学級を推進してほしい。海外の学校で経験した20人以下学級は一人ひとり丁寧に指導され学習意欲を引き出すことができたと感じた。都や国に働きかけ、練馬区独自の適正配置を練り上げてほしい。	算数・数学、英語など教科の特性によって、少人数で行った方が効果的な教科については多くの区立小中学校で少人数教育を実施しています。 学級編制は、法ならびに法に基づいて都道府県の定める基準により実施しています。区独自の判断で学級編制を行うことは考えておりません。 平成29年3月に策定した「練馬区学校施設管理基本計画」において、小学校・中学校ともに12学級以上18学級以下を適正規模とし、国の標準規模の考え方に合わせることをとしています。	
24	第1章	ICT教育推進は、授業の中でどの程度の導入になるのか。身体や脳に及ぼすデメリットを把握した上で、学力向上のために必要なのか更に検討してもらいたい。	ICT機器の活用は、一斉授業の一部で大型提示装置や教員用タブレット端末を用い、動画や画像等を使用することで、子どもたちの興味や関心を引くわかりやすい授業とすることを目的としています。授業がわかりやすい、楽しいと感じることで、学習意欲の向上が図られると考えています。	
25	第1章	地域の公立学校は、文化の拠点でもあり防災の拠点に重要な場であると思う。区内の学校の占める敷地を狭めていくことを方針にしている理由が納得できない。公立の学校を縮小することは、国の方針なのか。練馬区独自の計画を構築してほしい。	児童生徒数の減少が予測される中、子どもたちが良好な教育環境の中で学び成長することができるよう過小規模校を中心に適正配置を進めていく必要があると考えています。 平成29年3月に策定した「練馬区学校施設管理基本計画」において、適正配置の考え方をお示ししています。また、様々な区民ニーズを踏まえ、施設の複合化や跡施設の活用についても取り組んでいきます。	



番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
26	第1章	「乳幼児における望ましい成長と発達」との記述は、人間の成長論、発達論の視点から言って誤りだ。誰が「望ましい」と判断するのか。子ども一人ひとりの個性と発達を尊重すべきである。	<p>現在も子ども一人ひとりの人格を尊重し発達過程を踏まえたうえで、保育にあたっています。</p> <p>幼稚園教育要領では、幼稚園教育の基本として、「幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること」と記述されています。</p> <p>これに基づき幼稚園では、乳幼児期における望ましい成長と発達のため、幼児の個性と発達を尊重した教育を行っています。</p>	
27	第1章	幼稚園における「練馬こども園」の記述について。幼稚園は幼稚園としての役割が明治期以来ある。待機児童解消は認可保育園の増設によって行い、幼稚園は幼稚園としての性格と機能を充実させるべきだ。	<p>区が子育て世帯を対象に実施したニーズ調査では、3～5歳の預け先として、多くの方が認可保育所とともに「預かり保育のある幼稚園」を希望されています。こうしたニーズに応えるため、独自の幼保一元化の制度として練馬こども園を創設しました。</p> <p>練馬こども園は、保育を必要とする多くのご家庭に利用され、認可保育所から転園される方もいます。今後も保育施設とともに練馬こども園を拡大し、保護者のニーズに応じて教育・保育サービスを選択できる環境づくりを進めます。</p>	
28	第1章	「幼保小」の連携の名の下で、子ども一人ひとりの個性と発達を犠牲にした「教育」は子どもの基本的人権を踏みこむもの。「連携」の下で、一人ひとりの個性を奪うようなことはあってはならない、と明記すべきである。	<p>小学1年生の学級において、集団行動が取れない、授業中座ってられない、話が聞けないなどの不適応が見受けられるといった、「小1問題」への対応が求められています。</p> <p>就学前の生活から小学校入学後の学習や生活に順応できるよう、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るために「幼保小連携」は行っているものです。</p>	
29	第1章	「保護者負担の軽減」について、保育園に子どもを預けたくても預けられない保護者がやむを得ず、幼稚園（練馬こども園）に入園させた場合、保育園では入学金ゼロなのに、5万から10万円もかかる現状については一言も触れていない。子育て世帯の要望に沿った施策とすべきである。そのために、認可保育園に子どもを入園させた人が全員入れるように、認可保育所を増設することが先だ。	<p>「保護者負担の軽減」のため、幼稚園入園料に対する補助を行っています。幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減に資するものであり、子育て世帯の要望に沿った施策であると考えます。</p> <p>また、保護者の多様なニーズに応えるため、認可保育所だけでなく小規模保育事業の整備、既存園の定員拡大、練馬こども園の推進など多様な手段で待機児童の解消を図っていきます。</p>	

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
30	第1章	全国的にも問題が指摘されている「小中一貫教育」は、もっと検証結果を踏まえ、区民の議論を進めることを優先するとすべきである。	小中一貫教育は、児童にとって、小学校や中学校への円滑な接続等の効果があります。教員も、別の校種の児童生徒理解が進むほか、小中合同研修などを通じた授業改善にも取り組むことができます。現在、中学校1校と小学校1~3校を単位とするグループごとに研究を進め、成果と課題について検証を行い、地域・保護者からの学校評価等を活用して、取組内容や方法の見直し・改善を進めています。	
31	第1章	旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の統廃合は一旦中止を。せめて区長選まで中止し、区長は政策として「小竹小を廃校にします」と公約に掲げ区民の信を問うべきである。	旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の3校を小中一貫教育校へ再編する方針について、より多くの保護者や地域の方々の意見を伺いながら進めていくこととしています。	
32	第1章	「道徳教育」は科学に立脚したものであるとすべきだ。	学習指導要領に従って、道徳教育の推進に取り組んでいきます。	
33	第1章	「道徳」では「いじめをはじめとした様々な問題を児童・生徒が自分自身のこととして向き合い、考え」とある。それは人権教育の推進であるという。であるなら、区民が「この施策は嫌だ」ということを、区が強引にすすめるやり方は「区民いじめ」ではないのか。この記載と、区がやっていることは矛盾するのではないか。	道徳教育・人権教育は、学習指導要領に基づいた適切な指導を行い、推進していきます。	
34	第1章	道徳の教材については、区独自の教材を用意するとある。道徳は科学に立脚したものでなければならない。区独自の教材が科学的なものなのか、研究者や区民の意見を聞いたり検証ができる委員会の設置が必要である。	区独自の道徳教材は、区の文化、自然、人物等を題材としたものです。児童・生徒が生まれ育った地域や区への誇り、愛着を深められるよう、授業で活用しています。	
35	第1章	英語力の向上について。英語教員の数を増やさずに、生徒・児童の英語力を増進させるのは教員の負担を増やすばかりだ。教員の加重労働はいまや社会問題になっている。区独自の教員加配置をすることを明記すべきだ。	東京都教育委員会が小学校英語専科教員の配置に向け準備を進めています。	-

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
36	第1章	「食育の推進」として「教材として学校給食を活用」とある。学校給食を委託した学校では、クラスによって配分量が違う、おかずが焦げていた、給食時間に間に合わなかった、直営時代に比べ味が落ちた等、様々な声が子ども達の間から上がっている。学校給食の外部委託化は中止し、教材としてふさわしい、直営の自校調理給食に戻すべきだ。	学校給食調理業務の委託後については、教育委員会の担当職員が定期的に巡回し、事業者に対し指導を行っています。業務の改善が必要な学校については、事業者に対し指導し、改善がなされるまで繰り返し巡回指導を実施しています。今後も巡回指導を継続し、サービス水準の維持向上を図ったうえで、委託を拡大します。	
37	第1章	教員研修にあたっては、憲法26条および児童の権利条約をふまえて実施すると明記すべき。	従前より、法令および「子どもの権利条約」に則った教育を行っていますので、改めて記載する必要はないと考えます。	
38	第1章	「区立学校の適正配置」の名で、学校統廃合をすすめることは中止すべき。何よりも、子どもの権利条約、子どもの学習権を保障したものでなければならない。子どもが犠牲になる施策を教育委員会が推進するということは、教育委員会が率先して子どもに対して「いじめ」を行っていることになるのではないか。それでは子どもの世界から「いじめ」はなくなる。	児童・生徒数の減少が予測される中、子どもたちが良好な教育環境の中で学び成長することができるよう適正配置を進めることとしています。	
39	第1章	全ての小学校にねりっこクラブの設置とある。ねりっこクラブは国の「放課後児童クラブ運営指針」で示す学童保育事業、学童クラブとは違う。そのことを明記しないと誤解を招く。国の指針では一支援単位「40人以下」とある。「ねりっこクラブ」は90人、135人受け入れとなっている。全ての学校で必要数の学童クラブをつくるとすべきだ。	ねりっこ学童クラブでは、学校施設を活用することで定員を拡大していますが、国の基準を踏まえた区の基準条例に基づき、必要な職員配置や施設面積を確保したうえで運営しています。国の基準を踏まえ、保育する児童の集団規模である「支援の単位」（おおむね40人以下）を基礎としており、児童数に応じて「支援の単位」を複数設定し、運営しています。引き続きねりっこクラブを推進することで、学童クラブの受け皿を拡大するとともに、それ以外の子どもたちも含めたすべての小学生の放課後等の居場所充実を図ります。	
40	第1章	小中一貫校には反対である。教育上の問題で効果が見られないのに、なぜ先頭を切ってしまうのかかわからない。	児童の中学校進学への不安の解消、9年間を通したカリキュラムの確立による小中学校を通じた連続性・系統性のある指導の実現などの効果が見られます。	



番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
41	第1章	過小規模校を理由に統廃合を進めるが、「選択制」に競わされ、常に人数減で廃校におびえながら学校運営、教育を続けていかなければならないのは、校長、教員にとって大変なことである。もともと文部省は73年通達で「小規模学校を統合する場合は、おおむね12学級ないし18学級を標準とすること」と学校規模を重視する余り無理な統廃合を行い、「地域住民との間に紛争が生じたり、問題を招いたりすることは避けなければならない」「小規模校として存置し充実する方が望ましい場合も」と出している。文部省は、この通達を破棄せず、通達は今でも生きている。	国では、学級数について「学校教育法施行規則」において、「12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定しています。 平成29年3月に策定した「練馬区学校施設管理基本計画」において、小学校・中学校ともに12学級以上18学級以下を適正規模とし、国の標準規模の考え方に合わせることをとしています。子どもたちが良好な教育環境の中で学び成長することができるよう適正配置を進めます。	
42	第1章	光が丘第四中学校は、全国でも最短の期間で統廃合を決めたが、それは病院を跡地に建設する話がついていたことが、今になってみればよくわかる。旭丘小学校・旭丘中学校・小竹小学校の小中一貫校については、一応時間をかけているように見える。	光が丘第四中学校は平成21年度から概ね6学級で推移し、生徒数の状況を注視してきましたが、平成28年度は1、2年生で単学級となり、全体で4学級となりました。このことを受け、将来にわたっての教育環境に強い危機感を持ち、閉校の検討を始めました。 なお、学校跡施設活用および練馬光が丘病院の移転・改築の検討を開始したのは、平成29年練馬区議会第二回定例会において、光が丘第四中学校の閉校に関連する条例が改正された後のことです。 旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の3校を小中一貫教育校へ再編する方針については、より多くの保護者や地域の方々の意見を伺いながら進めていくこととしています。	-
43	第1章	学校選択制は杉並区では既に廃止したが、江東区、新宿区でも見直しが進められている。練馬区はどう総括したのか、良かった点、悪かった点を明らかにしてほしい。小規模校のメリットを全然考えていない。	学校選択制度は、中学校進学に際し、生徒と保護者の意見を可能な限り尊重し、子どもたちが自らに適した教育環境で、個性や能力を伸ばすために実施しています。平成26年3月に練馬区立中学校選択制度検証委員会から、継続が望ましいという答申を受けており、必要な改善を実施しています。毎年多数の生徒や保護者からの申請を受けていることから、今後も改善を図りながら制度を運用していきます。	

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
44	第1章	英語教育を小学校3・4年から始めるより、もっと国語の教育に力をつけるべきである。そもそも小学校の教師に英語を教える基礎的能力があるのか。英語教師として雇用されていない教師に教わる子どもは最大の被害者だ。しかも授業時間が35時間増えるとは、教員の数を増やさずにまた詰め込むのか。これでは教師のなり手がなくなってしまう。これは文部科学省の問題でもあるが、練馬区でも止められるはずである。	学習指導要領に従って、外国語教育の推進に取り組んでいきます。	
45	第1章	画一的な「あるべき姿」を子どもたちに押し付けるような道徳教育にならないよう配慮する必要がある。評価も教員の主観が入らないように、また子どもへの影響に配慮する必要があるが、通知表への記載など複数の教員で検討する体制は作るのか。	押し付けるような道徳を行わないことはその通りです。評価のあり方について区で定めることはありませんが、各学校において、道徳の特性を踏まえた適切な評価を実施します。	
46	第1章	学校図書館は司書が常駐することで、課題を抱える子どもに気が付き、ケアにつながる場所となる。努力義務となっている学校図書館司書を配置してほしい。現在の図書館管理員、図書館支援員のような非常勤、委託雇用では、年間時間数の制限で年度末に減らさざるを得ない状況があると聞く。	平成29年度から、全ての区立小中学校の学校図書館に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置しています。学校図書館法の一部改正や学校図書館ガイドラインが示されたことを踏まえ、学校図書館への人的支援のあり方を検討していきます。	
47	第1章	子育て家庭を支援するには、児童民生委員や子育て支援の市民活動団体とも連携していく必要がある。地域で支援をしていた子どもを児童相談所が保護した後、情報が伝わらないまま子どもが家庭に返され、また虐待されていたなどの事例も聞く。地域の活動と児童相談所をつなぐ役割を担うのは、子ども家庭支援センターか。連携強化を明確に位置付ける必要がある。	支援の必要な家庭を、連携して地域で見守っていくために、区では「要保護児童対策協議会」を設置し、子ども家庭支援センターが調整機関としての役割を担っています。 今後も、児童相談センターをはじめ関係機関との連携強化を更に進め、児童相談体制の強化を図っていきます。	○
48	第2章	家庭教育への支援は、戦前政府が出した「親学」は危険である。親を縛るものではない。	家庭教育への支援は、子どもの健全な育成を進めるために行うものです。	
49	第2章	地域行事や社会奉仕のボランティア、個人活動等を推奨している中で、部活動への高い入部率を目標に掲げているのは矛盾している。子ども達は土日も部活動で疲れきっている。部活動の強制は、国（スポーツ庁）から骨子として提示された部活動の抑制の精神にも反する。子どもたちにはもっと自由な活動環境を与えるべきであり、部活動の強引な活性化施策や強制加入につながる目標の策定は避けなければならない。	部活動は、生徒の個性や可能性の伸長、豊かな人間関係づくり等の教育的意義の高い活動であり、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものです。入部率を強引に上げることは考えていません。	-

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
50	第2章	今後制定されるスポーツ庁のガイドライン(1)学期中の平日と土日に各1日以上、合わせて週2日以上の休養日設ける(2)1日の練習時間は平日は2時間程度、休日は3時間程度にとどめる、の精神を基本計画に入れてほしい。そして、ガイドラインの内容が厳守されているか監視し、守られていないようであれば、指導・公表等を行う制度とすべきだ。働き方改革が進められている中、中学生においても休養のない長時間の部活動は防止すべきである。	今後制定されるガイドラインの趣旨を尊重して、部活動を推進していきます。	
51	第2章	「伝統文化への理解の推進」には、区独自の地域教材を活用するとある。その教材は科学的根拠のあるものであること、また科学的検証のないものを地域教材として使ってはならないと明記すべきだ。	伝統・文化への理解を進めるため、各学校では地域の伝統芸能の体験や地場野菜の栽培等、地域の資源を活かした教育を実践しています。	
52	第2章	練馬への愛着を深める取組について区独自の地域教材はどのようにするのか。保護者や地域住民にも公開するのか。ボランティアなども強制的にではなく、自発的に取り組めるような工夫が必要である。地域を知ること、自然と地域に愛着を感じられるよう、地域との活発な交流を期待する。リタイアして地域に戻った人は、学校などとのつながりがなく、子どものために何かしたいと思っても機会がないとの声もある。	伝統・文化への理解を進めるため、各学校において地域の伝統芸能の体験や地場野菜の栽培等、地域の資源を活かした教育を実践していきます。新たに冊子等の教材をつくるものではありません。また、地域からのより幅広い協力が得られるよう、教育活動への協力を希望する方を登録する「学校サポーター登録制度」(人材バンク)を拡大させていきます。	
53	第3章	適応指導教室は緩やかであるとはいえ学校復帰が前提である。子ども自身はなぜ自分が学校へ行けなくなったかわからない状態のため、まずはありのままを受け止めることが必要である。学校復帰を目標として支援する側が評価を受けると、復帰を急がせ子どもへの圧力になることが懸念される。学校復帰を前提としない、支援の仕組みや居場所が必要である。	適応指導教室では、子どもたち一人ひとりの状況に応じた支援を心がけています。学校復帰は、適応指導教室の目標のひとつではありますが、一律に学校復帰を働きかけることよりも、不登校対策方針の理念に則って、子どもたち一人ひとりの状態に寄り添い、自立を助け、家族以外の人や社会につながることを重視しています。	
54	第3章	「いじめは人間として絶対に許せない人権侵害である」と記している。子どもの「いじめ」をなくすためには、大人社会から「いじめ」や権力者による力の統制を止めなければならない。そのことを明記すべきだ。	子どもたちへの取組について述べていますので、大人に関することは記載していません。	

番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
55	第3章	スクールソーシャルワーカーとして働く人も、憲法や子ども権利条約を踏まえ、人間の尊厳を守る必要がある。「スクールソーシャルワーカー」に対し、区として責任ある教育が必要だ。	スクールソーシャルワーカーは、福祉的な視点で子どもの権利擁護をする専門職です。ソーシャルワークの原点となる人権や社会正義、倫理に関する研修は初任者研修で必ず行うと共に、継続的に確認をする研修も行っています。	
56	第3章	今は6人に1人が子どもの貧困状態にあると言われている。子どもの貧困大綱が国から策定されたが、「練馬区子どもの貧困対策条例」策定に向けて、議論を進めると記述すべきである。	現在、「子どもの貧困対策条例」について、制定の予定はありません。国の子どもの貧困対策に関する大綱を踏まえ、福祉、子育て、教育分野で連携を取りながら、子どもの貧困連鎖防止に引き続き取り組んでいきます。	
57	第3章	「障害のある子どもたちへの支援」について、練馬区では、保育園では「障害保育」といわず「統合保育」と称するなど、築いてきた実績がある。「障害児」を「障がい児」とひらがなで書くのも理由がある。練馬で築いてきた「障がい児」への支援の上に事業を進める、と記すべきだ。	区では、従前から要綱において「障害児保育は、障害の特性を充分配慮しつつ、障害を有しない児童との統合保育により行う。」と定め、保育を実施しています。 なお、表記については様々な考え方があり、現状では変更する予定はありません。	-
58	第3章	「支援が必要な子どもたちへの取組の充実」の中に、障害のある子どもたちへの支援が記載されている。就学相談の充実および一人ひとりの子どものニーズに沿った転学支援の充実も図れるようにしてほしい。	就学相談は、保護者の意向や子どもの状況を十分に確認しながら進めることとしています。また、特別支援学校と特別支援学級間等の転学については、子どもが必要とする支援の内容や相手先学校の状況などを考慮しながら相談を進めています。	
59	第3章	就学援助については、準要保護の枠を広げてほしい。私費負担について各校の実態を調査し、過度の負担にならないように見直すことや就学援助の金額の見直しを要望する。	準要保護世帯の認定基準や援助項目および支給額は、23区との均衡を図りながら運用しており、現在の水準は妥当だと考えています。なお、保護者の負担を軽減するため、今年度より中学校入学準備費を入学前の3月に前倒し支給する見直しを行いました。	
60	第3章	これまで情緒障害通級指導学級があり、目に見えて成果を上げてきたにもかかわらず、これを廃止し、特別支援教室開設に移る意味が分からない。指導学級の問題部分や、改善の余地について全く総括されずにこうなったと言うのは暴挙だと思う。しかも、教師が学校に常駐せず、40名が30名に削減されるということは、まず、教員数削減ありきの発想でしかない。こうした大事なことを、現在学級に通級している本人や保護者に聞いたのか。区民の意見を聞いたのかと言いたい。	特別支援教室は東京都特別支援教育推進計画に基づいて実施しているもので、計画策定にあたり意見の公募を行っています。また、特別支援教室の指導内容や教員配置基準は、いずれも情緒障害等通級指導学級と同じです。特別支援教室導入の目的は、児童や保護者が他校へ通級することに伴う負担を軽減することや、特別支援教育を担当する教員の専門性を在籍校と共有することで児童の指導を充実することにあります。	



番号	項目	概要	区の考え方	対応区分
61	第3章	障がいはい個性であり、支援をして社会参加の機会を保障するのが合理的配慮であり、行政の責務である。特別支援学校や学級などで分離するのではなく、通常学級での統合教育を目指すべきだと考える。	児童生徒の就学先については、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的な見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定しています。また、インクルーシブ教育については、中央教育審議会の報告の中で、子どもの個別の教育的ニーズを踏まえ、通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場を用意しておく必要があるとしており、この考え方に沿って進めています。	
62	第3章	医療的ケアを必要とする児童・保護者が安心して通うことができ、安全に過ごせる体制づくりを行ってほしい。その際には、医療的ケア児に関係する教職員や関係者がその施設で孤立することのないよう、保育園、学校、学童クラブそれぞれの施設において医療的ケアに関することへの理解を深めてほしい。	日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちを支援するため、平成29年度から非常勤職員の看護師を採用し、対応しています。受け入れ施設・学校の教職員と看護師は、定期的に情報共有を行っています。また、区が安全・適切に医療的ケアを実施するための検討機関として医療的ケア連携支援会議を設置し、保護者や医師、関連する施設や機関の情報連携を行っています。	
63	第3章	障害理解の促進として、副籍制度の活用や特別授業、疑似体験が理解促進の手段とされているが、障害は多種多様である。障害者差別解消法により合理的配慮が求められるようになったが、子どもたちが成人となってもごく当たり前に障害者に配慮できる練馬区の風土を作るためにも、学校教育の中で様々な障害についても知る機会を持つように工夫した授業展開や取組に期待する。	副籍制度の活用などに加えて、障害のある方をゲストティーチャーとして招いたり、学校ごとに特別支援学校や特別支援学級と交流したりするなど、様々な機会を通じて今後も障害者理解に取り組んでいきます。	
64	その他	教育費への予算は、先進国34か国中最低ラインだ。まず83市町村で実現している「学校給食の無償化」を実現し、家庭の負担を軽減する。国へもっと教育費の増額を要求すべきである。	給食費として食材料費を保護者負担とする現行の制度は、学校給食に必要な経費分担として妥当だと考えます。なお、低所得の世帯には、生活保護や就学援助制度により給食費相当分の補助を行っています。	
65	その他	文部科学省では、生涯学習の視点を打ち出している。東京都においても生涯学習の担当窓口の設置を考えているようである。今回の改定版には生涯学習の視点からの記載がないようだが、福祉との連携を図り、練馬区でも障害者が生涯において学びの機会を持てるようにしてほしい。今回の計画において記載は可能か。	生涯学習関連施策については、区長部局で行っているため本計画の範囲には含めておりません。区では、障害者計画において、障害者が地域において文化芸術活動やスポーツに親しむことができるよう、活動の場や機会の提供、情報提供の工夫等による参加しやすい体制づくりにより、取り組むことを記載しています。	